

行政学 第2回

城山英明
siroyama@j.u-tokyo.ac.jp

1

1 - 1 - 2 行政分析の基礎－フッドの行政 活動分析を中心に 1 - 1 - 2 - 1 序

- 基本的態度：既存の制度の解説・正当化から制度設計へ
- 基本的性格：学際性－経済学、法学、組織論、公共選択論

2

1 - 1 - 2 - 2 公行政の対象と関与基準 (第1章) - 経済学との接点

(1) 公共財問題

例：河口問題（河口Mの不安定に起因するV村の洪水危険性対応）cf. 図1-1

- 公共財の性格：非排除性、消費の非競合性 cf. 市場的対応の可能性も
- 3つの対応可能性

①自発的な共同行為：全員の合意と負担分担の合意必要

cf. 「ただ乗り」（Olson）の恐れ、灯台の例（コース）

②1人ないし少数の人々による自発的供給－便益が実質的集中する場合

cf. ヘゲモニー安定－国際政治

③強制－「公権力」の行使

3

(2) 共有地の悲劇問題

例：水道供給問題・水質汚濁防止問題（L川の上水利用）cf. 図1-1

- 「共有地の悲劇」Hardin = 「両立しがたい利用により共通資源の価値が失われる」
- 性格：消費の競合性＝外部効果の問題 cf. 排除性はある
- 法的対応の可能性：不法行為、契約的手法－but実施上の課題
- R川上流からの水道管給水（＝技術）による市場的対応の可能性
- 他の方策－規制対応－原則は政府（論理的には自主規制もあるが）

(3) 参考：他の行政関与の根拠－不完全情報、準公共財、価値財、研究開発（知識利用の非排除性－ある種の外部効果）・・・

4

1 - 1 - 2 - 3 法制度の設計－法学との接点

(1) ルール化の方法・課題 (第2章)

① ルールの公開と認識可能性

- 便宜主義的行動が予期される場合には曖昧さも大切
- 執行のルールはしばしば実際のルールよりも厳しいものとして提示される

② ルールの合理的根拠と因果関係の妥当性－コストとの見合い、科学的不確実性への対応

③ 矛盾の不存在 cf. 「多くの基準を設けた結果は・・・実際には何も基準がないのと同じである」

④ 条件節の特定－不確実性、不完全性は不可避

⑤ 客観的基準 cf. 建物（～土地による個別事情）は自動車に比して困難

⑥ 強固なカテゴリー（境界線が明確な分割点の存在） cf. 図2-1

5

(2) ルールの執行 (第3章)

1) 基本的執行の方法

① ルールの無視ないし修正（諸ルールが矛盾する要請を行う場合）

② 啓蒙＝情報公開と説得、関係者に知らせるキャンペーン

③ 制裁戦略

④ 物理的抑止戦略 例：万引き防止の電子探知装置

2) 的確な対応はルール違反行為の形態（例：便宜主義、無知・善意、確信犯）に依存＝法執行対応と違反行為タイプとを対照 cf. 表3-1

3) 執行の程度

① 完全な法遵守

② 法遵守の受容可能なレベル－分野による違い

③ 違反追求から直接得られる便益と執行の限界コスト均衡

④ 直接便益および間接便益と執行限界コストとの均衡

6

4) 公的執行と私的執行

- ①執行を完全に民間人に
- ②執行を主として民間人の手に委ねる－不法行為、契約
- ③執行を民間人と行政官僚制で分担
- ④執行を主として行政官僚制に委ねるcf.内部告発、『法の実現における私人の役割』
- ⑤執行を完全に行政官僚制に委ねる

Becker and Stigler：経済学の観点からの法執行改善方法

- ①公的法執行官の報酬を高く
- ②法執行の実績ベースで補償

問題：

- ①執行レベルは基準志向ではなくコスト志向に
- ②「執行機械」に一層近づく＝報奨金の追求ないし罰金の分与が十分な利益を保证する限りルール違反者は追及される→はるかに正確に立法を行う能力が必要

5) 官僚制による執行可能性規定条件 例：ペット税

- ①記録可能性
- ②追跡可能性
- ③基準の一義性
- ④補完性
- ⑤自動執行

cf. 物理的機械的自動執行、被害者・代理人による私的執行、会員組織を通しての執行（医師、弁護士、ロイズ保険協会等）

7

1 - 1 - 2 - 4 公共サービス供給の諸形態 (第4章) - 組織論、公共選択 論との接点 cf. 総括：表4-4

(1) DIY (Do It Yourself) = 自助と専門家の利用

(2) 組織の規模 = Unit - 単位設定、政府間関係

単位設定の基準

①サービスに含まれている公共財の規模－ただし公共財の境界は不明確

②規模が作業能率に与える影響

cf. 規模の経済、規模によるコスト増

③同じ規模ですべてのサービスが組織化されることを勧める＝一般目的政府形成志向

8

（３）委託か直轄か

１）委託と直轄

直轄が望ましい理由 例：外交 cf. 表4-1

①不確実性、②便宜主義と結びついた少数性

２）直轄方式：本人・代理人問題Principal Agent

X 非効率

「情報の偏在性」－使用人の便宜主義的行動の可能性

歪曲の原因←自己利益追求、自然の歪曲、ピラミッド組織の上昇・下降

歪曲問題への対抗戦略－人事・組織

①便宜主義の抑制：世俗的な腐敗に染まらない人々（聖職者等）による公共サービス提供

②裁量の抑制

③裁量と便宜主義の活用 cf.裁量には多くの利点がある、便宜主義抑制の副作用

対応手法：身分保障期間の限定、横断的構造（重複統制－監査・評価機関）、チーム間の競争、出来高払い制（裁量を制限するための測定可能な産出目標設定）

9

（４）独占と競争

・多元的供給者に対する批判

cf. ウィルダフスキー・プレスマン（一定の確率での非協力者可能性の連鎖により、全体としての協力確率が下がる）

・ヨーロッパ行政学理論：独占企業の統制可能性と消費者への応答性についての楽観

⇔ ニスカネン、オストロム：多元的単位による公共サービス供給競争

（５）一般財源と受益者負担－財政

・公共選択論：一般財源による資金調達・予算交渉の潜在的欠陥に着目する傾向

・財源を特定する方法にも限界あり（利用料の純粋公共財への適用不可能等）

（６）民間企業と行政官僚制

行政官僚制の特質

①業務についての直接的政治指示－ルール制定部門の負担軽減、政治的トラブルに巻き込まれる可能性

②公的所有：X非効率を上げるインセンティブはない、評価・監査に多大な努力不可避←民間企業と異なり市場に罰せられない

10